

事 務 連 絡  
平成 21 年 6 月 22 日

各都道府県がん診療連携拠点病院担当課 御中

厚生労働省健康局総務課  
がん対策推進室

がん診療連携拠点病院の指定更新等に向けた留意事項について

「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成18年2月1日付け健発第0201004号厚生労働省健康局長通知。以下「旧指針」という。）に基づき、平成19年度までにがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定を受けていた医療機関については、平成21年度末までの間に限り、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知。以下「新指針」という。）に規定する拠点病院として指定を受けているものとみなしているところですが、平成22年度以降も引き続き指定を希望する場合は、平成21年10月末までに、新指針に規定する所定の要件を充足した上で、指定に係る更新申請を行う必要があります。

つきましては、別紙のとおり、新指針に基づく更新等に向けた留意事項を取りまとめましたので、本年10月末までに、新指針に基づき適切に更新等の手続きを行っていただくようお願い致します。

照会先：健康局総務課がん対策推進室  
鴨田、添島  
TEL 03-3595-2185 FAX 03-3595-2169  
mail:soejima-satomi@mhlw.go.jp

【総論】

1. 新指針に定めるとおり、都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県に1カ所、地域がん診療連携拠点病院は、2次医療圏（都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。）に1カ所整備するものとする。ただし書き（「ただし、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りでないものとする。」）は、1つの2次医療圏に複数の医療機関が拠点病院として指定される可能性を積極的に認める規定ではない。

なお、2次医療圏数を超える数の医療機関が拠点病院に指定されることとなる場合については、

- ① 2次医療圏数を超える数の医療機関が拠点病院に指定されることによる、当該医療圏や都道府県のがん診療体制における相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていること、
  - ② 2次医療圏数を超える数の医療機関を拠点病院に指定する理由として、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、拠点病院の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において説明があること、
  - ③ 都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めること、
- が必須である。

2. 2次医療圏数を超えて拠点病院の推薦を行う場合には、都道府県内におけるがん診療体制及び各拠点病院の役割等について再整理するとともに、その検討結果を都道府県の推薦意見書に記載すること。

3. 拠点病院の推薦に当たっては、過去の「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」の資料及び議事録を参考にすること（検討会のHPのURL→<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#gansinryo>）。

4. 新規推薦及び指定更新については、推薦締切の10月31日の時点で新要件を充足している必要があり、例えば、平成21年度内に充足すればよいものではない。

5. 例年、申請締め切り日の10月31日を過ぎてからの提出や調整が生じるケースが見られるが、新規指定及び更新業務を円滑に行うため、10月31日までに当室との調整等を終えていただくようお願いする。

※以下、「Ⅱの1の(1)の①のア」といった記号は、新指針における項目を指す。

### 【診療体制】

1. Ⅱの1の(1)の①のア、イ、Ⅱの1の(1)の④のウ、Ⅱの1の(1)の⑤については、我が国に多いがんすべてについて整備されていることをもって、要件充足となる。

### 【緩和ケアの提供体制】

1. Ⅱの1の(1)の③のアに規定する「組織上明確に位置付ける」とは、具体的には、院内規定の制定、院内組織図等による明示等の方法であっても差し支えない。
2. Ⅱの1の(1)の③のイに規定する「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的な緩和ケアを含めた専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来であり、疼痛のみに対応する外来や診療する曜日等が定まっていない外来などは含まない。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができるよう配慮すること。

### 【診療従事者】

1. 「専従」及び「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が、「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいう。

※「専従」が必須要件となっている診療従事者

病理診断に携わる医師、診療放射線技師、緩和ケアチームにおいて緩和ケアに携わる看護師

※「専任」が必須要件となっている診療従事者

放射線療法に携わる医師、化学療法に携わる医師、緩和ケアチームにおいて身体症状の緩和に携わる医師、放射線治療機器の精度管理等に携わる技術者、化学療法に携わる薬剤師、外来化学療法室において化学療法に携わる看護師

2. 「常勤」とは、当該医療機関が定める1週間の就業時間のすべてを勤務している者をいう。ただし、当該医療機関が定める就業時間が32時間に満たない場合は、常勤とみなさない。

※「常勤」が必須要件となっている診療従事者

診療放射線技師、放射線治療機器の精度管理等に携わる技術者、化学療法に携わる薬剤師、

外来化学療法室において化学療法に携わる看護師、緩和ケアチームにおいて緩和ケアに携わる看護師

#### ※常勤の定義

「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け健政発第777号・医薬発第574号、厚生省健康政策局長・医薬安全局長連名通知）の別添「常勤医師等の取扱いについて」の3（2）「病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する」（他の従業者について本規定準用）との規定に基づいている。

3. 「専門的な知識及び技能を有する」とは、必ずしも特定の研修の受講や専門医資格の保有等を必須要件とするものではない。

#### 【医療施設】

1. IIの1の（3）の②アに定める「放射線治療機器」とは、リニアック、マイクロトロン又はサイバーナイフ（体幹部及び頭頸部への照射が可能なものに限る。）をいう。  
リニアックについては、平成21年10月末までに設置されていることが必要であるが、やむを得ず設置が間に合わない場合、平成21年10月末日までに一定の設置に係る行為（業者との契約等）が行われており、かつ、平成22年3月末日までに設置が完了する場合においては、当室あて相談されたい。
2. IIの1の（3）の③に定める「敷地内禁煙の実施等」とは、たばこ対策について積極的に何らかの取組を行うにあたっての例として示したものであり、敷地内禁煙の実施を必須要件とするものではない。

#### 【研修】

1. IIの2の（1）に定める「プログラム」とは、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）の別添1を指すものであり、当該プログラムに基づく研修が、平成21年10月末までに、少なくとも1回以上開催されている必要がある。  
また、平成21年10月末以降については、毎年定期的の実施し、その実施状況について現況報告において報告すること。
2. IIの2の（1）に定める「早期診断及び緩和ケア等に関する研修」とは、少なくとも「早期診断」及び「緩和ケア」について、それぞれ実施することが必須である。

## 【相談支援】

1. 相談支援センターの相談員は、平成21年10月末日までに、国立がんセンターが実施する「相談支援センター相談員基礎研修（1）」及び「同（2）」を修了しているとともに、うち1名については「相談支援センター相談員基礎研修（3）」を修了している必要がある。このため、平成21年10月末日までに、当該職員に研修会を受講させること。
2. 相談支援センターの業務として掲げているⅡの3の（1）のアからキの業務は、そのすべてについて実施されていることが必須である。
3. 相談支援センターにおける相談件数の数え方について、標準的な方法を下記のとおりお示しするので、今回の申請以降は本方法にて相談件数を数えるようお願いする。

### ※相談件数把握の目的

相談支援センターの相談件数は、その活動状況を把握するための指標として、一日ごとの利用者数を把握することにある。

なお、相談支援センターの相談件数とは、相談支援センターに所属している者が、相談支援センターの業務として、相談者に対応した件数である。

### （1）対象

- ①相談支援センターに問い合わせのあった相談をすべて対象とする。
- ②相談者の件数をカウントする。
- ③問い合わせには、1）患者本人、2）家族・親戚、3）友人・知人、4）一般市民、5）医療関係者等のいずれの場合も含まれる。

### （2）カウントの方法

- ①同日に同一相談者が、相談支援センターを複数利用した場合には、その度に1件とカウントする。

- 例1）複数の相談者（患者と娘）が、一緒に相談支援センターを利用した場合…1件
- 例2）複数の相談者（患者と娘）が、ある日の午前中に、一緒に相談支援センターを利用し、その日の午後3時に、再度患者と娘で相談支援センターを利用した場合…2件
- 例3）複数の相談者（患者と娘）が、ある日の午前中に、一緒に相談支援センターを利用し、その日の午後3時に、娘だけ再度、相談支援センターを利用した場合…2件
- 例4）複数の相談者（患者と娘）が、ある日の午前中に、一緒に相談支援センターを利用し、その次の日に再度患者と娘で相談支援センターを利用した場合…2件

- ②相談支援センターが相談を受けて、その対応のために、各部署や他機関等に問い合わせをする場合には、相談支援センターの相談件数のカウントに含まない。

- ③窓口で相談員や事務担当者、ボランティア等が振り分け業務をしている場合については、カウントしない。

#### 【院内がん登録】

1. 3の(2)の①に定める「標準登録様式」とは、「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について」(平成18年3月31日付け健習発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知)<sup>(※)</sup>に定める様式である。

(※)最終改正:「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式に係る改正等について」(平成18年9月7日付け健総発第0907001号厚生労働省健康局総務課長通知)(以下「改正版」という。)

2. がん登録実務者については、国立がんセンターが実施する「院内がん登録初級者研修」を修了している必要がある。このため、平成21年10月末日までに、当該職員に研修会を修了させること。

なお、当該研修修了者は、専任(当該実務者の当該業務への就業時間が5割以上であること)である必要がある。

3. 院内がん登録のがん対策情報センターへの情報提供については、「改正版」又はそれに準拠する国立がんセンターにおいて提示されている「標準登録様式2006年度修正版」の様式を用い、平成19年症例を平成21年3月に提出していること。ただし、提出できなかった場合は、提出できなかった具体的理由について記載した理由書及び別途定める様式による調査票を提出する必要がある(様式及び提出期限については別途連絡)。また、予後調査の実施状況についても情報提供することが望ましい。

なお、平成20年2月8日及び平成21年4月1日指定の拠点病院について、平成19年は院内がん登録を行っておらず、同年症例が提出できない場合については、その旨を回答する必要がある(様式及び提出期限については別途連絡)。

#### 【特定機能病院について】

1. 放射線治療部門及び化学療法部門の長は、それぞれ専任かつ常勤の医師であること。

#### 【都道府県がん診療連携拠点病院について】

1. 放射線治療部門及び化学療法部門の長は、それぞれ専任かつ常勤の医師であること。

#### 【施行期日について】

1. IIの3の(1)の①「がん対策情報センターによる研修を受講した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること」及びIIの3の(2)の②「がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること」については、平成22年4月1日から施行することとしているので、平成21年10月末の申請時までには充足する必要がある。
2. IIの1の(1)の④のウ「我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパスを整備すること」については、平成24年4月1日から施行することとしているので、平成23年10月末の申請時までには充足する必要がある。

#### 【その他】

1. 今般の新型インフルエンザの発生に伴い、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域及び感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域の拠点病院については、当該地域において集会等の自粛が行われている等の事情により、新指針の2の(1)から(3)に定める各種研修会の開催が困難となった場合は、当該事情の詳細な説明の上、開催を予定していた研修会の開催要綱及び今後の開催計画を提出することにより、緩和措置を講じる可能性があるため、当室あて相談されたい。
2. その他、新規及び更新申請について、新型インフルエンザの発生に伴い特段の支障が生じる場合は、早めに当室あて相談されたい。